

2. いじめ防止対策基本事項

[1]基本施策

- (1)学校におけるいじめの防止
- (2)いじめの早期発見のための措置
- (3)SNS・ICT(インターネット等)によるいじめ対応

(1)学校におけるいじめの防止

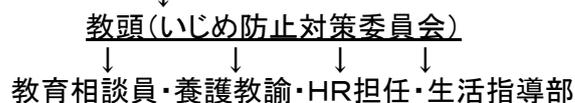
- ①教育活動全般を通じて、生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるよう工夫・配慮する。
(HR役割分担・部活動・生徒会行事・各教科の授業等)
- ②いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発等、必要な措置を検討・実施する。
(いじめ防止対策委員会・生活指導部・生徒会・学年団・各HR・各教科・PTAで検討)
- ③いじめが人間として絶対ゆるされないという雰囲気を学校全体に醸成し、いじめに繋がるような些細なことも見逃さないよう組織的に取り組む。
(ホームページ、広報物、PTA活動、学級懇談会、三者面談、学級通信等を活用)

(2)いじめの早期発見のための措置

- ①いじめ調査:在籍生徒に対して定期的ないじめアンケート調査・聞き取り調査を実施。
 - ア) 生徒対象いじめアンケート調査:年2回(6月・11月)
 - イ) 個人面談時、学級担任からの聞き取り調査を兼ねる
:夏休み前までに1回は取り組む。
 - ウ) 学年教科会議による情報交換:年2回(前期・後期中間考査時期)

- ②いじめ相談体制:生徒や保護者がいじめに関わる相談を行える機関・窓口を設置。

- ア) 教育相談員(カウンセラー)・教育相談室の活用
- イ) 電子メールによる相談受付(kyouikusoudan@shirakaba.ac.jp)



- ③いじめ防止のための教員の資質向上、家庭への情報提供

- ア) いじめに関する研修を企画し、教員のいじめ防止力を高めるよう資質向上を図る。
- イ) いじめに関する家庭の意識向上を図る関連資料等の配布、セミナー等の企画。

(3)SNS・ICT(インターネット等)によるいじめ対応

- ①生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性等による危険度を理解し、ICT機器を通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。
- ②北海道教育委員会の業者委託による、学校ネットパトロールについて、加害者にならないための抑止力として、その仕組みを理解するよう周知徹底を図る。